

米国から ご出発の お客様へ

出発前「検査証明書」の記載における検体方法や検査方法、検体採取時間等の不備により、日本へ入国できないケースが発生しております。ご出発前に内容のご確認をいま一度お願い申し上げます。なおご搭乗手続き時に有効な検査証明書※を確認できない場合には、日本政府の指示により、ご搭乗をお断りさせていただきます。

※検査証明書は、第一区間出発便の出発時刻から起算して72時間以内に取得したものが有効です。なお、乗継地で空港外に出た場合は滞在歴とみなされるため、乗継便の出発時刻から起算して72時間以内に取得した検査証明が有効となります。下記テキストリンク・QRコードで関係各所の該当ページへリンクできます。状況が随時変更される可能性もございますので、お客様ご自身で必ずご確認ください。

日本への入国時



米国出発前
72時間以内

- [検査証明書](#)の用意
所定フォーマットのご利用をお勧めします(日本語・英語併記)
- 有効な検体方法、検査方法、検体採取時間を必ずご確認ください
- (所定フォーマットをご利用でない場合)「検査証明書へ記載すべき内容」を満たしているかを必ずご確認ください



日本入国時に
提示が必要

- [指定アプリのインストール](#)
- [指定サイトで質問票に回答](#)
- [誓約書の提出](#) (原本が必要です)



米国への入国時

米国当局からの指示により、国籍にかかわらず、すべてのお客様は 宣誓書 および COVID-19陰性証明の所持が必要となります。

- 1. ご搭乗前に、航空会社に宣誓書(Attestation)を提出する必要があります(2~17歳の場合は保護者の方が代理で提出)。[宣誓書\(Attestation\)\(英語ページ\)](#)をダウンロード、ご記入いただき、ご搭乗手続き時にANA係員へご提出ください。詳細は[こちら](#)
- 2. 2021年11月8日より、アメリカへの入国条件として、外国籍の方は新型コロナウイルスのワクチン接種完了証明書の提示が義務付けられます。アメリカ国籍・アメリカ永住権(合法的にアメリカでの永住が認められている方)でワクチン未接種の場合は、アメリカへのご出発1日以内に取得した陰性証明書が必要となります。ワクチン接種を完了している場合でも、ご出発3日以内に取得した陰性証明書の所持が必要です。陰性証明書は、記載漏れのないようお願い致します。

なお、18歳未満の方は本措置の対象外です。但し、2歳以上の場合でも陰性証明書または新型コロナウイルスから回復したことを示す文書のご提示が必要です。その他対象外については[こちら](#)詳しくは[CDCホームページ\(英語ページ\)](#)をご覧ください。

お問い合わせ

ANA米州顧客サービスセンター: **1-800-235-9262** (トールフリー・年中無休)

※耳や言葉の不自由な方は、TTYリレーサービス専用番号「711」にお電話いただき、上記1-800-235-9262までご連絡ください。